

平成23年度 第2回

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会

あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成23年9月22日(木) 午後7時～午後9時
- 2 場 所 千葉市中央コミュニティセンター8階会議室 千鳥・海鷗
- 3 出席者 (委員) 畔上加代子、大塚さち子、斎藤博明、杉山明、高梨茂樹
西尾孝司、広岡成子、藤本俊男、松崎泰子(敬称略)
(委員13名のうち9名出席)
(事務局) 高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長ほか
事務職員6名
- 4 議 題 (1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業(モデル事業)及びデイサービス
利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業(モデル事業)について
(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
(3) 地域密着型サービス事業者の指定について
(4) その他
- 5 議事の概要
(1) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業(モデル事業)及びデイサービス利
用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業(モデル事業)について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
(3) 地域密着型サービス事業者の選定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
(4) その他

6 会議経過

<p>司会者 高齡施設課 高橋</p>	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、平成23年度第2回「千葉市社会福祉審議会 高齡者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会」を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます高齡施設課の高橋と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、瓜生委員、佐藤委員、高野委員、藤沢委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。そのため、本日ご出席の委員数は、委員総数13名のうち9名でございますので、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、過半数以上の出席がございますので、会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、白井高齡障害部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>挨拶 白井高齡障害部長</p>	<p>こんばんは。</p> <p>高齡障害部長の白井でございます。</p> <p>会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、またお疲れの中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、この夏は、震災に伴う節電対策ということもございまして、庁内では電気を消し、パソコンの電源も消すような状況でした。皆様方も、家庭や職場でもご苦労があったと思います。</p> <p>さて、市の方では、第3回の定例会の開催中でございます。9月の議会というのは「決算議会」とも言われ、昨年行った事業について、議員の方々から質問をいただいております。今日も分科会がございましたが、各課長たちが主役となって答弁するものでございます。</p> <p>そうした中でも、高齡者福祉を巡る質問が圧倒的に多くて、高齡施設の整備や高齡者の生きがい対策、一人暮らし高齡者への緊急通報装置など独居の高齡者に対すること、あんしんケアセンターや「み・まもーれ」など大変多くなっていました。</p> <p>来週からは一般質問となりますが、高齡福祉に関する質問がいつもに比べて多いのではと考えています。</p> <p>また、平成24年度の予算編成についても同時に行っているのですが、厳しい財政事情を踏まえ、財政当局からは例年予算に比べてさらに削減するような指示も出されています。</p> <p>そのなかで、高齡者に対する施策については、予算を切り詰める中でも創意と工夫をもって行わなければならないと考えています。</p> <p>さて、本日は、まず、国がモデル事業として実施する24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について説明いたしますが、千葉市もエントリ</p>

<p>高齢施設課 高橋</p>	<p>一しまして採択されました。 先日の議会でも承認されましたのでご説明させていただきます。 そのほか、地域密着型サービスの指定更新の報告と事業者指定についても説明いたしますので、皆様のご意見を頂戴したいと存じます。 この後、議事次第に従いまして説明させていただきますが、委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りますことをお願いします。 簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、本日の「あんしんケアセンター等運営部会」は、一部非公開の取り扱いとなっており、その際、傍聴の方がいらっしゃった場合には、ご退席いただきますので、ご承知おきください。では、次第に沿いまして、松崎部会長様に議事進行をお願いいたします。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>それでは早速ですが、議事の進行を務めさせていただきます。 今回の議題の中の、「議題3 地域密着型サービス事業者の選定について」がありますが、こちらは、事業者の事業計画に対する意見や事業者選定基準に関する事項となっており、このような内容については、この部会では既に非公開とすることを決定しておりますので、今回も非公開といたします。 それでは、議題に入りたいと思います。 「議題（1） 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業（モデル事業）及びデイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業（モデル事業）」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>—議題1 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業（モデル事業）及びデイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業（モデル事業）について</p>
<p>介護保険課 原澤課長</p>	<p>介護保険課の原澤です。 私からは、本市が今年度実施する2つのモデル事業についてご説明いたします。 ○24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供することが重要であり、本年6月に可決成立した介護保険法の改正で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の創設や、保険者機能の強化等が図られ、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められてきたところであります。 こうした地域包括ケアシステムの構築のためのモデル事業として、国は、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について、12億円の予算を確保し、60市町村での実施を目標に、実施を希望する市町村を募りました。 資料2ページは、本年6月16日の国の第76回社会保障審議会介護給付</p>

<p>介護保険課 原澤課長</p>	<p>費分科会の「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要」の資料に掲載された「24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設」に関するイメージ図であります。</p> <p>この図に記載されているように、この事業は「短時間の定期巡回型訪問」と「利用者からの通報により、電話による対応や訪問などの随時対応を行う」ことにより実施されます。</p> <p>また、図の中心に「常駐オペレーター」が記載されておりますが、随時の対応においては、24時間365日体制で利用者に対応するオペレーターが非常に重要な役割を果たします。</p> <p>資料の1ページ目にお戻りください。</p> <p>ただ今ご覧いただいたイメージ図は、来年度から導入される介護保険の新サービスについてのものでありますが、本年度行うモデル事業も、サービス提供部分についてはイメージ図どおりとなります。</p> <p>モデル事業の内容は、居宅の要介護者に対し、介護と看護の連携の下で、24時間対応で短時間の定期巡回サービスと、通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、在宅で安心して生活を継続するための効果的なサービスの提供のあり方について検証するものです。</p> <p>定期巡回サービスは、利用者に対し、予め作成された計画に基づき、1回あたり概ね20分未満の訪問サービスを1日数回程度提供するものです。</p> <p>次に随時対応サービスは、利用者に対し、24時間365日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの通報等に対応する職員（オペレーター）が常駐しまして、利用者からの通報内容に応じて、通話による相談援助、随時訪問サービスの提供、救急車の要請等を行います。</p> <p>この訪問サービスは「介護福祉士」「介護職員基礎研修修了者」「ホームヘルパー1級または2級課程修了者」により行われます。</p> <p>また、オペレーターは「看護師」「介護福祉士」「医師」「保健師」「社会福祉士」又は「介護支援専門員」の資格を有する方によって行われます。</p> <p>次に、事業内容の検証については、有識者や利用者の家族、受託事業者、あんしんケアセンターの職員、本市職員で組織する調査検討委員会を設置しまして、アからキまでに記載した事項等に関する検証を行うこととなります。</p> <p>次に、(1)と(2)の内容についてのイメージ図について説明します。</p> <p>この図の中で、横長の大きな楕円形の中をご覧ください。</p> <p>ケアプランに基づきまして、ホームヘルパーが定期的に車で在宅の利用者宅を訪ね20分程度の定期巡回訪問介護を行っている状況が描かれております。</p> <p>また、その内側の小さな楕円形の中をご覧ください。</p> <p>こちらには、24時間365日体制の、常駐オペレーターが、あらかじめ登録をしました利用者からの通報内容により自ら相談援助、随時訪問、救急車の要請などを行うなど、このサービスにおいては大変重要な役割を担って</p>
-----------------------	--

います。

次に、事業者選定についてご説明いたします。

本年2月に、県からモデル事業実施に係る意向確認がありましたので、本市のホームページでモデル事業の実施を希望する事業者の募集いたしました。そうしたところ、4事業者より実施希望が寄せられました。

市では、4事業者のうちから、委託予定事業者1者を選定するために、高齢障害部内に事業者選定委員会を設け、事業者から提出された「事業計画書」「経費見積書」及び「応募の動機等の書面」などについて評価を行いました。

その結果、事業を実施する場合の委託予定事業者として、最終的に「株式会社ヤックスケアサービス」を選出し、本年5月12日に国にモデル事業実施協議書を提出したところでございます。

その後、同月31日付けで国から採択の通知を受けました。

モデル事業を実施するため、千葉市議会・平成23年第3回定例会に補正予算を提出し、今月16日に議決が得られたことから、モデル事業の実施の運びとなりました。

なお、「株式会社ヤックスケアサービス」を実施事業者を選定した理由ですが、まず、同系列に訪問介護事業所と訪問看護ステーションがありまして、介護サービスと看護サービスの一体的提供というこのモデル事業の理念に沿ったサービス提供が可能である事業者は、応募があった4事業者のうち2事業者ございました。

このうち、1事業者は1か所の訪問介護事業所により、市内の1区のみで事業展開する計画であったのに対しまして、「株式会社ヤックスケアサービス」については、市内に複数の訪問介護事業所を開設しておりまして、市内4区にわたってサービス提供を行う計画であったこと、また、平成24年度以降の事業参入に強い意欲を示す事業者でありましたので、「株式会社ヤックスケアサービス」を実施事業者を選定いたしました。

次に、本市における事業の概要ですが、総事業費が20,112千円、サービス提供地域は中央区、花見川区、稲毛区、美浜区の4区となっております。

利用予定人数は30人ですが、当初は5人程度から始めまして、徐々に利用者を増やして最終的に30名の利用者確保する計画となっております。

利用料金は定額で月額1万円であり、今月から来年3月31日までを事業の実施期間としております。

人員体制についてです。

今後利用者の状況等により変動があり得ますが、事業計画時の予定では、定期巡回職員6人、随時対応職員4人、オペレーター4人をもってサービス提供を行う予定となっております。

松崎部会長	<p>これは、国のモデル事業として採択され、議会の補正予算としての議決も9月16日に議決を得ていますので、事業内容の検証ということに関してご意見・ご質問をいただきたいと存じます。</p> <p>従来の夜間対応訪問介護とは違うものと考えています。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
西尾委員	<p>対象者となる方々はどのような状況の方を想定しているのですか。</p> <p>要介護認定や居住形態などについては、どのように考えていますか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>来年4月以降、法律が改正されて実施する事業でございますので、基本的には介護認定を受けた方がサービスの対象となります。</p> <p>考え方については、地域包括ケアシステムの構築に向けての、新しいサービスとなりますので、単身の方や介護度が重度の方が対象となります。</p>
西尾委員	<p>単身の方が主たる対象者となるのですか。</p> <p>2ページの図の中では皆様、単身なので、単身の方だけを対象としているのかなと思ったのですが。在宅でご家族と暮らしている方はどうなりますか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>主として、単身で重度の方を考えていますが、ご家族と暮らしている方を除くものではありませんので、利用することは可能です。</p>
松崎部会長	<p>5名から30名まで徐々に対象者を増やしていく時に、対象者をどうするのか、在宅、重度で家族と暮らしている方についても対象となると思います。</p> <p>単身の方は自分自身でマネジメントしなくてはならない。こういうように定期巡回をしていただくことによって、逆に一人暮らしを可能にするという狙いもあるのでしょうか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>そのとおりです。</p>
畔上委員	<p>国のモデル事業で決まったこと、役所の中で決定したことについて、この部会で何を議論するのでしょうか。</p>
松崎部会長	<p>国のモデル事業を行うことの共通理解ということでしょうか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>この部会との接点ですが、このサービスは地域密着型サービスとして位置付けられますので、今年度末には事業者指定の意見を聞くこととなります。</p> <p>実施に当たっては、サービスを提供するということが大切ですが、実際にサービスを提供して、ご利用者、ご家族の意見やサービス提供者の体制などについて、検証する必要があります。</p> <p>「検証委員会」をヤックス内に設置し検討するものですが、検証の後には、当委員会で報告することを考えています。</p>

松崎部会長	国の指定した内容について実施していただくものですが、今後は、地域密着型サービスの一つとして重要な事業になるので、事業内容について報告をいただいたということによろしいでしょう。
介護保険課 原澤課長	地域密着型サービスとして、当部会で事業者指定についてご審議をいただくこととなります。
松崎部会長	事業の中の検証は、指定事業者がきちんと行って報告があるのですか。
介護保険課 原澤課長	事業所へは委託としますので、検証についても受託者をお願いします。しかしながら、市としても共同で行うことを考えています。
広岡委員	仮に独居の方がこのサービスを利用して、オペレーターの方の判断で救急車などを要請するとありますが、現実的に、独居の方が救急車を要請した時に、受け入れをしてくれるような病院をしっかりとしていないと難しい。 訪問介護も受けているので、どちらが主体をもって行うかが心配です。 経験等からすると救急車を呼んだ時に「受け入れの病院はありますか」と必ず聞かれます。「ありますよ」というとホッとされます。しかし、高齢者、ましてや認知症があるいったら、仮に病院へ行ってもUターンということもあり得ます。 事業者の方が、その受け入れ先を確保してないと、安心して利用できないような気がします。
畔上委員	居宅介護サービスとの関わりはどうなっていますか。介護保険料の算定は。
白井 高齢障 害部長	これはケアプランの中に組み込まれていますが、委託を受けたサービスについては介護保険の適用外となり、市町村が決めた利用料の中で対応することになります。利用者負担については、事業者に係る経費が20万円程度かかるということなので1割で2万円ですが、モデル事業ということで、その半分1万円を利用料とすることにしました。 ケアプランは、ご本人の状況によって作成します。
畔上委員	モデル事業は戻ったときが大変になります。
高梨委員	さきほど、平成24年4月から実施と説明がありましたが、これはどういう形での実施となりますか。
介護保険課 原澤課長	法律改正で24年4月1日施行となりますので、市としてもかなりのニーズがあると把握しています。こうした利用者の皆様の声に応えられるように、事業者の体制整備をしていきたいと考えています。
高梨委員	介護サービスの一環としてシステムに組み込まれるということですか。

介護保険課 原澤課長	<p>来年の4月以降はそういったこととなります。介護報酬などを決めなくてはなりません、それは国で決めます。</p> <p>こういったモデル事業を行った結果を国に報告し、その内容を踏まえて決めるものだと考えています。</p> <p>全国で54の自治体がモデル事業として実施した結果を国に報告して、それを集約し、介護報酬とか人員配置基準などの基礎資料にするものと考えています。</p>
高梨委員	<p>第5期計画に反映させるには半年ぐらい前の方がよいのでは。</p> <p>3月31日までに実施するのでは、4月1日施行には難しい。</p> <p>次期計画には反映させるのですか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>次期計画には組み入れます。</p> <p>国においては、最終的な報告は3月31日としていますが、中間報告を行うように求めています。それが10月の下旬となっています。</p> <p>その中間報告の結果が、中心となるのではと考えています。</p> <p>本格的な事業が、制度の直前まで続きますので、市としては、モデル事業の実施者が引き続いて来年4月以降も事業者として参入していただきたいと思っから、モデル事業の実施を行ったものです。</p>
高梨委員	<p>3の本市の事業概要については、議会に対して説明済みなのでしょうか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>議会には、この概要について説明をしております。</p>
高梨委員	<p>補正というのは、9月補正ですか。</p> <p>利用者については、当初5人というのではなく、毎月、10人、10人、10人といった形で、3か月間というように変えられないですか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>応募の際、事業計画書を出してもらったときに、最初の月は準備の関係から5人程度から始めたいということでした。</p> <p>その後、10月には10人、11月には15人というように5人ずつ増やして最終の3月には30人を確保するという事を事業者は考えています。</p> <p>モデル事業であっても少人数では検証にはならないので、30人というのは必ず確保してほしいと考えています。</p>
松崎部会長	<p>できるだけ早く事業を開始してほしいところです。</p> <p>30人の規模で、随時対応・定期巡回サービスがどうなのかということを理解していきたい。</p>

白井 高齢障害部長	<p>10月又は11月に中間報告をするので、直近の部会で報告することとしたい。現実的に4月1日から介護サービスとして導入され、事業者参入があるときは、地域密着型サービスとして位置付けられるので、その場合は3月より前に、当部会の意見を聞くことになってきます。</p> <p>そのなかで様々な問題点・課題などがでてくるとと思いますが、介護保険法上の基準がありますが、市としてどういった形で判断いくかを考えていきますのでよろしくをお願いします。</p>
松崎部会長	<p>調査検討委員会が設けられているようなので、きちんと対応していただきたいです。</p>
西尾委員	<p>夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護との整合性についてどうなのでしょう。</p> <p>現実的に、制度がバラバラでは、利用者も事業者も困るのではないのでしょうか。</p>
松崎部会長	<p>究極的には「地域包括ケア」として、在宅で、医療、介護、看護が受けられるというのが目指す形だと思います。それには、いろんなサービスがあってもいいと思います。</p> <p>その一つとしてこのサービスが創設されたのだと思います。</p>
白井 高齢障害部長	<p>夜間対応型訪問介護は午後6時から翌朝8時まで、限られた時間帯に介護のみを行うもので、昼間は別の訪問介護でみるというものです。</p> <p>今回の24時間対応の定期巡回・随時対応サービスは同一の訪問介護を通報に応じ、専門知識のあるオペレーターが状況を判断し、ヘルパー又は看護師が訪問を行うというものです。</p>
松崎部会長	<p>では、次に「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業」についてご説明をお願いします。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>○デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業について</p> <p>平成22年11月30日に取りまとめられました、国の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」がございまして、「家族介護者支援（レスパイト）などの観点から、緊急時に迅速に対応できるような仕組みを含めて、ショートステイの活用を図るとともに、デイサービス利用者の緊急的・短期間の宿泊ニーズへの対応のあり方について、利用者の処遇や安全面に配慮しつつ、慎重に検討を行うべきである」とされたところであります。</p> <p>これを受けて、国は、デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業について、50市町村で実施する10億円の予算を確保し、モデル事業を50市町村での実施を目標に、実施を希望する市町村を募りました。</p> <p>モデル事業の内容は、(1)実施市町村における調査研究と(2)調査研究</p>

介護保険課
原澤課長

のための緊急・短期間の宿泊等サービスの二つで構成されています。

まず、(1) 実施市町村における調査研究の、「ア 基本調査」といたしましては、有識者、利用者の家族、受託事業者、あんしんケアセンターの職員、本市職員等で組織する調査検討委員会を設置いたしまして、事業の管理運営、実施状況の把握及び当該事業に対する利用者又はその家族等の評価等、(ア) から (オ) に掲げる事項に関する調査研究を行います。

この調査検討委員会の役割に「イ 宿泊等サービス提供にあたっての指針の策定」といたしまして、利用者の安全及びプライバシーの確保に十分配慮した宿泊スペースの確保や一月当たりの利用回数及び連続宿泊数の上限などをはじめ、(ア) から (キ) に掲げる事項に関する指針を策定していただきます。

市は指針の内容を事業者に示すとともに、その内容の遵守を、モデル事業を実施する通所介護事業所に義務付けます。

また、(2) 調査研究のための緊急・短期間の宿泊等サービスといたしまして、通所介護事業所において実際に宿泊等サービスの提供を行いません。

次に、本市における事業者選定についてご説明いたします。

本年2月に、県よりモデル事業実施に係る意向確認があったことから、本市のホームページでモデル事業の実施を希望する事業者の募集を行ったところ、2事業者より実施希望が寄せられました。

このため、2事業者のうちから、委託予定事業者1者を選定するため、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の事業者選定と同様に、事業者から提出された「事業計画書」「経費見積書」「応募の動機等の書面」などについて評価を行いました。

そして、事業を実施する場合の委託予定事業者として、「社会福祉法人 晴山会」を選出し、「デイサービスセンター晴山苑」を実施予定事業所として、本年5月12日付けで国にモデル事業実施協議書を提出したところ、同月31日付けで国に採択されたところです。

その後、モデル事業を実施するため、今月16日に議会の議決が得られたことから、モデル事業の実施が確定いたしました。

なお、「社会福祉法人 晴山会」を実施事業者を選定した理由ですが、実施希望があった2者のうち、一方の事業者は土曜・日曜が休みで、原則としてサービスの提供は行いませんが、デイサービスセンター晴山苑には休みがないことから、事業実施期間中はいつでも緊急・短期間の宿泊ニーズに対応でき、本事業の趣旨に沿ったサービス提供が可能であります。また、1日当たりの宿泊定員も、他の事業者は3人でしたが、晴山苑は5人までの宿泊が可能であったことから、実施事業者を選定いたしました。

次に、本市における事業の概要ですが、総事業費が865万円、サービス提供地域は花見川区を予定しております。

利用予定人数は40人ですが、これは利用登録をされる方が40人程度見込まれる意味でございまして、1日当たりの宿泊可能人数は、最大で5人ま

介護保険課 原澤課長	<p>でとなっております。</p> <p>1人当たりの面積は、先に申し上げた指針で定めているところですが、介護療養型医療施設の1人当たり床面積と同様の6.4平方メートル以上としており、利用回数は、1月のうち4回まで、連続宿泊は2泊3日までを上限としております。</p> <p>また、利用料金も指針で定めておりますが、1泊につき950円、宿泊に伴う食費は2食で1,000円となっております。</p> <p>防火防災対策といたしましては、同じく指針において、原則として自動火災報知設備及びスプリンクラー設備等を設置するよう求めています。</p> <p>晴山苑には両設備とも備わっているとのことですが。</p> <p>なお、事業の実施期間は今年より来年3月31日までとしております。</p> <p>人員体制は、今後利用者の状況等により変動があり得ますが、事業計画時の予定では、介護職員5人と非常勤の看護師1名をもってサービス提供を行う予定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
松崎部会長	<p>ただいまの事務局の説明に対してなにかありますか。</p>
畔上委員	<p>デイサービスの利用者の宿泊ですよ。デイサービスは現実的に日曜日にやっているところは少ないです。</p> <p>ショートとの関連はどうなっているのでしょうか。</p> <p>デイサービスの利用者に対するサービスですから、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>晴山苑は、日曜日にはデイサービス事業を実施しています。</p> <p>モデル事業に関しては、晴山苑でデイサービスを利用されている方が条件となりますので、これまでご利用されていなかった方は、このモデル事業には参加できないこととなります。</p> <p>したがって、デイサービスを利用されている方ですので、その方の健康状態などは、基本的にデイサービスを利用されている際にご家族から伺っておりますので、その延長として行う宿泊事業となります。</p> <p>いきなり飛び込みで利用するということは、本事業では対象とはしていません。あくまでのデイサービスの利用者が事業の対象となります。</p>
松崎部会長	<p>ショートステイとの兼ね合いということになりますと、ショートの実態がかなりセミロングになっています。1泊2日とか本来のショートよりもかなり長くなっています。</p> <p>上限が2泊3日ということですが、緊急の時に1泊2日とか、長くても2泊3日とか。</p> <p>デイサービスをやっている場所で、ベッドがあってその場所でサービスを行うということですね。</p>

介護保険課 原澤課長	<p>基本的には、日中にデイサービスを行う場所で行います。夜間には、そこを片付けて簡易のベッドを置いて利用することにしてあります。しかし、プライバシーの問題がありますので、さらに間仕切りを設けてプライバシーの確保をすることが指針に示されています。</p>
松崎部会長	<p>朝起きた時に、身支度をしたり朝食を出したりすることはその場所ですのですか。</p>
介護保険課 原澤課長	<p>翌日には別のデイサービスの利用者がいますので、日中はそのデイサービスの方と一緒に過ごすこととなります。</p> <p>また、2泊3日が上限ですので、もう一日あるときは、またそこで利用していただき、その繰り返しとなります。</p>
松崎部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>緊急、やむを得ない事情でサービスを受ける方がいるということだと思います。</p>
高齢施設課 鳩川課長	<p>調査事業の中に、利用者の処遇や安全面に対する配慮という言葉が入っていますが、今、現実として、デイサービス事業者の中に劣悪な条件の中で、毛布一枚で千円以下の料金で何人も泊まらせて収入を上げている事業者が実際にいるというなかで、こういった調査を実施して、新たな基準作りをしていこうという考え・目的が国にあるのではないかと思います。</p> <p>今、全国的にお泊りデイが多くなってきており、500円とか600円ぐらいで泊まりをやっている。</p> <p>食事を提供しているようですが、元が取れないのではと気になるところです。</p>
松崎部会長	<p>確かに、制限なしに広がっていくことはどうかと思います。</p>
広岡委員	<p>今、高齢施設課長のおっしゃったことは、現実に自分たちの身近な場所でありました。昼間、デイサービスを行い、その事業者は、そのまま昼でお泊りをするということでした。</p> <p>特に、認知症の方ですから、夜に何があってもわからないということです。</p> <p>2泊3日の上限については、それに対する制限なのかなと思います。</p>
高齢施設課 鳩川課長	<p>市としても、本来は調査するべきだと思いますが、調査権限がないところです。そこが歯がゆいところです。</p> <p>状況だけ聞かせてくれるというのはできますが、さらに踏み込んで調査というのは現状では難しいです。</p>
松崎部会長	<p>実態は明らかにしながら、指導指針や基準は示していかないといけないです。そういった意味でモデル事業者からこういった報告が出てくるのかを見守っていきたいと思います。</p>

松崎部会長

高齢施設課
嶋川課長

—議題2 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について—

次に、「議題(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告」について、事務局から説明をお願いします。

高齢施設課 課長の嶋川でございます。

地域密着型サービス事業者の指定更新の報告についてでございます。

平成18年4月の改正介護保険法の施行により、指定を受けた事業所は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。前回、5月の当部会での報告後、5月2日から9月1日の間に指定の更新を行った、市内の事業所は次のとおりでございます。市内に4事業所ございますが、指定更新を行ったのは全て「認知症対応型共同生活介護」でございます。

市内の事業所

種類	区分	指定更新内容等	
認知症対応型共同生活介護	事業所	名称	グループホーム「うさぎとかめ」おゆみ野
		所在	緑区おゆみ野4-17-7
		定員等	2ユニット 17名
		指定更新日	平成23年6月1日
	事業者	名称	株式会社エリアヒューマンライフサービス
		所在	中央区中央3-10-6 北野京葉ビル9階
	その他事業実績	居宅介護支援事業所 通所介護 外	
認知症対応型共同生活介護	事業所	名称	グループホーム宮田
		所在	若葉区中田町1041-1
		定員等	1ユニット 8名
		指定更新日	平成23年6月1日
	事業者	名称	有限会社高齢者介護センター
		所在	若葉区中田町1041-1
	その他事業実績	通所介護 外	
認知症対応型共同生活介護	事業所	名称	シャローム若葉グループホーム虹の家
		所在	若葉区若松町2170-8
		定員等	2ユニット 18名
		指定更新日	平成23年8月1日
	事業者	名称	社会福祉法人 三育ライフ
		所在	東京都東久留米市南沢5-18-36
	その他事業実績	介護老人福祉施設 通所介護 外	
認知症対応型共同生活介護	事業所	名称	グループホームかえで
		所在	緑区高田町1084-2
		定員等	2ユニット 18名
		指定更新日	平成23年9月1日
	事業者	名称	社会福祉法人 穩寿会
		所在	緑区高田町1084
	その他事業実績	介護老人福祉施設 外	

高齢施設課
鳩川課長

指定更新を行った4施設については、指定更新にあたった現地調査を実施しております。

まず、グループホーム「うさぎとかめ」おゆみ野でございます。

現地調査は、5月24日に実施し、設置基準に適合し、特に問題等はありませんでした。

次は、グループホーム宮田でございます。

現地調査は、5月27日に実施し、設置基準に適合し、特に問題はありませんでした。

3か所目の、シャローム若葉グループホーム虹の家でございます。

現地調査は、7月21日に実施し、設置基準に適合し、特に問題はありませんでした。

最後に、グループホームかえででございます。

現地調査は、8月8日に実施し、設置基準に適合し、特に問題はありませんでした。

続きまして、認知症対応型共同生活介護のうち、指定の更新を行った、市外の2事業者については、次のとおりです。

市外の事業所

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	グループホーム上埴生の郷
		所 在	千葉県長生郡長南町長南1980-1
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成23年8月1日
	事業者	名 称	社会福祉法人 信和会
		所 在	千葉県長生郡長南町長南1980-2
		その他事業実績	介護老人福祉施設 外
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	グループホーム もばら和光苑
		所 在	茂原市鷺巣456-1
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成23年9月1日
	事業者	名 称	社会福祉法人 和光会
		所 在	市原市椎津5-1
		その他事業実績	介護老人福祉施設、短期入所生活介護外

なお、グループホーム上埴生の郷には、若葉区の方が平成17年から、また、グループホームもばら和光苑には、中央区の方が平成17年からそれぞれ利用されていらっしゃいます。

説明は以上でございます。

松崎部会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して何かございますか。 無いようでしたら、次の、議題に移らせていただきます。</p> <p>—議題3 地域密着型サービス事業者の指定について—（非公開） ・・・非公開のため、発言内容も非公開・・・</p>
松崎部会長	<p>以上で、平成23年度第2回 千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険 専門分科会 あんしんケアセンター等運営部会を閉会します。</p> <p>—次回は、10月を予定していることを報告し閉会した。—</p>